○ 財務省告示第 287 号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号) 第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 7 年 10 月 22 日に発行 した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年11月7日

財務大臣 片山 さつき

名称及び記号 クライメート・トランジション利付国 庫債券(10年)(第3回)

2 発行の根拠法律 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行 及びその条項 の推進に関する法律(令和 5 年法律第 32 号)第 7 条第 1 項及び特別会計に関 する法律(平成 19年法律第 23号)第 46

条第1項

振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平

> 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 という。)の規定の適用を受けるもの とし、その振替機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる入札に

よる発行

各申込みのうち応募利回りの低いもの からその応募額を順次割り当てる。

額 面 金 額 で 299,800,000,000 円

うち、脱炭素成長型経済構造への円滑 な移行の推進に関する法律第7条第1 項の規定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で98,329,300,000 円、特別会計に関する法律第46条第1 項の規定に基づき発行した利付国債に ついては、額 面 金

201,470,700,000 円

297,611,460,000 円

最低額面金額 50,000 円

> 振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。

3

発行方法 4

募入決定の方法 5

発 行 額 6

7 払込金額

9 振替単位 10 発行日

令和7年10月22日

11 発行価格

額面金額 100円につき 99円 27銭

12 利率

年 1.6%

13 経過利子の払込 4

募入決定の通知を受けた者は、払込金 額に加え、次の算式により算出した金 額を第 20 号に規定する期日に払い込 むものとする。

額面金額の総額× $\frac{1.6}{100}$ × $\frac{32}{365}$ 

14 初期利子

令和8年3月20日を支払期とし、次の 算式により算出した金額を支払う。た だし、支払期が銀行休業日に当たると きは、その翌営業日に支払う(以下、 次号及び第 16 号において規定する期 日について同じ。)。

 $\pm$   $\times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}$ 

15 第2期以後の利 子

毎年3月20日及び9月20日を支払期 とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。

償還期限 16

令和 17年 9月 20日

17 償還金額

額面金額 100円につき 100円

18 元利金支払場所 日本銀行

19 入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

20 払込期日

令和7年10月22日